

# 漁業権期限過ぎれば“別物”？

国営諫早湾干拓事業（長崎県諫早市）の潮受け堤防排水門の開門を巡る訴訟で、福岡高裁が漁業権消滅を理由に「開門請求権がない」として、開門判決（2010年確定）を「無効化」した判断が波紋を広げている。注目されているのは「免許期間が過ぎて再取得した権利は『別物』になる」という理屈。実質的に漁を継続している漁業者からも不満の声が上がる。

漁業権制度は明治時代につくられ、漁業者の免許は申請すれば必ず更新される「永久に続く権利」と考えられていた。戦後は漁場利用の固定化を防ぐため、漁場計画に基づき、都道府県知事が免許を出

## 諫早開門「無効化」判決で波紋

### 専門家ら 高裁判断を疑問視



す制度に改正。漁協が持つ共同漁業権は存続期間を10年とし、経過するたびに再取得する仕組みになった。

7月30日の福岡高裁判決は、これらの経緯に触れ「新たな漁業権はその免許によって設定された新たな権利であり、もとの漁業権とは別個で法的な同一性を有しない」という結論を導いた。実際は同じ漁業権に改正。漁協が持つ共同漁業権は存続期間を10年とし、経過するたびに再取得する仕組みになった。

7月30日の福岡高裁判決は、これらの経緯に触れ「新たな漁業権はその免許によって設定された新たな権利であり、もとの漁業権とは別個で法的な同一性を有しない」という結論を導いた。実際は同じ漁業権に改正。漁協が持つ共同漁業権は存続期間を10年とし、経過するたびに再取得する仕組みになった。

「漁業権に関する著書がある水産庁OBの田中克哲さんは「漁業権の切り替えは『見直し』と位置付けられ、全く違う権利ではない」と指摘。同庁OBで、三重県の漁協の監事を務める佐藤力生さんも「どんなに海を汚して影響を与えても、免許期間が過ぎれば訴える権利がなくなり、すべての行為が許されてしまう。現場の漁業者もあきれかたう。現場の漁業者もあきれかたう。現場の漁業者もあきれかたう。」と疑問視する。

（笠島達也、金沢皓介、高田佳典）

消滅の13年8月末までは「漁業権も開門請求権も生きていた」ことになる。また、開門しない国に制裁金の支払いを命じる「間接強制」を認めた15年1月の最高裁決定は、開門請求権の「存続」を前提としていた。時間を稼いだ国側の「ごね得」が通った格好だ。

◆ ◆

判決を不服として漁業者側は上告する方針。新旧の権利の連続性などについて判断される見通しで、関連する訴訟や制度に影響が出る可能性もある。

樫沢秀木・佐賀大教授（環境法）は「漁業権の継続性が認められないのなら、漁業者は存続期間だけの有期雇用。将来が保障されなくなる」と懸念。現場の漁業者からは先祖代々漁業を続けてきた。形式的な制度に縛られるのは納得がいかない」と不満を訴えている。

「開門請求権はある」と指摘する専門家もいる。熊本一規・明治学院大名誉教授（漁業法）は「漁業者は漁業を続けることと『慣習』に基づく漁業権」を持っており、開門請求権は「存続される」と話す。